

経 済 産 業 省

官 印 省 略

20221017保局第2号

「冷凍保安規則第43条第2項第1号、液化石油ガス保安規則第80条第2項第1号、一般高圧ガス保安規則第82条第2項第1号又はコンビナート等保安規則第37条第2項第1号に基づく保安検査の方法の申請手続について」を次のように制定する。

令和4年10月26日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

冷凍保安規則第43条第2項第1号、液化石油ガス保安規則第80条第2項第1号、一般高圧ガス保安規則第82条第2項第1号又はコンビナート等保安規則第37条第2項第1号に基づく保安検査の方法の申請手続について

「冷凍保安規則第43条第2項第1号、液化石油ガス保安規則第80条第2項第1号、一般高圧ガス保安規則第82条第2項第1号又はコンビナート等保安規則第37条第2項第1号に基づく保安検査の方法の申請手続について」を別紙のとおり定める。

附 則

この規程は、令和4年11月11日から施行する。

冷凍保安規則第43条第2項第1号、液化石油ガス保安規則第80条第2項第1号、一般高圧ガス保安規則第82条第2項第1号又はコンビナート等保安規則第37条第2項第1号に基づく保安検査の方法の申請手続について

1. 申請対象範囲

本規程の申請対象は、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第43条第2項第1号、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第80条第2項第1号、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第82条第2項第1号又はコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第37条第2項第1号に基づく保安検査の方法の認定（以下「保安検査方法の認定」という。）申請とする。

ただし、第一種製造者が、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第2号の認定（同法第39条の8第3項の認定の更新を含む。）に当たり保安検査方法の認定を受ける場合を除く。

2. 申請手続

- (1) 保安検査方法の認定申請は、高圧ガス保安法第35条第1項第2号の認定を受けている者が、保安検査方法の認定の必要が生じる都度、事業所ごとに申請を行わなければならない（同号の認定（同法第39条の8第3項の認定の更新を含む。）に当たり保安検査方法の認定を行う場合を除く。）。
- (2) 保安検査方法の認定申請を行おうとする者は、次ページの様式を事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。
- (3) 保安検査方法の認定申請には、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）の会長が事前に行う技術上の評価（以下「事前評価」という。）の結果を添付しなければならない。

3. 事前評価

- (1) 保安検査方法の認定を受けようとする者は、経済産業大臣に保安検査方法の認定申請をする前に、協会の会長が行う事前評価を受けなければならない。
- (2) 事前評価を受けようとする者は、協会が別に定める事前評価に関する実施要領に基づき、事前評価の申請書を協会の会長に提出するものとする。
- (3) 協会の会長は、当該実施要領に基づき事前評価を行ったときは、速やかに事前評価の申請を行った者にその結果を通知しなければならない。

様式

保安検査方法の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣

□□ □□ 殿

申請者

住 所

名 称

代表者

〇〇の規定に基づき、別紙の保安検査の方法について認定を受けたいので申請します。

別紙の保安検査 の方法を用いる 事業所	名称	
	所在地	

(備考)

1. この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2. 代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付すること。
3. 「〇〇」には、申請の根拠条文（冷凍保安規則第 43 条第 2 項第 1 号、液化石油ガス保安規則第 80 条第 2 項第 1 号、一般高圧ガス保安規則第 82 条第 2 項第 1 号又はコンビナート等保安規則第 37 条第 2 項第 1 号）を記入すること。

別紙

申請する保安検査の方法の説明

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。